

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.64
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 近畿財務局長
【氏名又は名称】 濱田佳治
【住所又は本店所在地】 大阪府豊中市
【報告義務発生日】 令和 7 年 12 月 26 日
【提出日】 令和 8 年 1 月 26 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 3 名
【提出形態】 連名
【変更報告書提出事由】 担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

| | |
|-----------|-------------------------|
| 発行者の名称 | 株式会社アドバンスクリエイト |
| 証券コード | 8798 |
| 上場・店頭の別 | 上場 |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所 |

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

| | |
|------------|--------|
| 個人・法人の別 | 個人 |
| 氏名又は名称 | 濱田佳治 |
| 住所又は本店所在地 | 大阪府豊中市 |
| 旧氏名又は名称 | |
| 旧住所又は本店所在地 | |

【個人の場合】

| | |
|-------|-----------------|
| 生年月日 | |
| 職業 | 会社役員 |
| 勤務先名称 | 株式会社アドバンスクリエイト |
| 勤務先住所 | 大阪市中央区瓦町三丁目5番7号 |

【法人の場合】

| | |
|-------|--|
| 設立年月日 | |
| 代表者氏名 | |
| 代表者役職 | |
| 事業内容 | |

【事務上の連絡先】

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 株式会社アドバンスクリエイト 執行役員 総合企画部長 曽我 啓介 |
| 電話番号 | 06(6204)1193 |

（2）【保有目的】

| |
|-----------|
| 安定株主として保有 |
|-----------|

（3）【重要提案行為等】

| |
|--------|
| 該当事項なし |
|--------|

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

| | 法第27条の23 第3項本文 | 法第27条の23 第3項第1号 | 法第27条の23 第3項第2号 |
|--|-------------------|--------------------|--------------------|
| 株券又は投資証券等(株・口) | 1,583,500 | | |
| 新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口) | A | - | H |
| 新株予約権付社債券(株) | B | - | I |
| 対象有価証券カバードワラント | C | | J |
| 株券預託証券 | | | |
| 株券関連預託証券 | D | | K |
| 株券信託受益証券 | | | |
| 株券関連信託受益証券 | E | | L |
| 対象有価証券償還社債 | F | | M |
| 他社株等転換株券 | G | | N |
| 合計(株・口) | 0 1,583,500 | P | Q |
| 信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数 | R | | |
| 共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数 | S | | |
| 保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S) | T | | 1,583,500 |
| 保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N) | U | | |

【株券等保有割合】

| | | |
|-------------------------------------|---|------------|
| 発行済株式等総数(株・口) (令和7年12月26日現在) | V | 74,654,900 |
| 上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100) | | 2.12 |
| 直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%) | | 6.89 |

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

| 年月日 | 株券等の種類 | 数量 | 割合 | 市場内外取引の別 | 取得又は処分の別 | 単価 |
|-----|--------|----|----|----------|----------|----|
| | | | | | | |

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

濱田佳治、有限会社SBIホールディングス及び濱田亜季子（以下「創業家株主」と総称します。）並びにSBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社は、2025年7月17日付で、株式会社アドバンスクリエイト（以下「同社」といいます。）による第三者割当の実施に際して、株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しました。

本株主間契約は契約期間を2029年1月31日までとし、同社が下記の財務制限条項に抵触した場合において、SBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社が同社株式について公開買付けを実施する場合においては、濱田佳治が、自己の責めに帰すことができない事由によって同社代表取締役としての職務を長期に行うことができなくなった場合等を除き、創業家株主による当該公開買付けへの応募義務（金融機関による担保権が設定されており被担保債務の弁済に用いられる同社株式等を除き、創業家株主が保有する同社株式が応募義務が生じる対象とされる。）が発生します。

財務制限条項

下記(i)から(iii)のいずれかに該当する場合。

(i)同社の2026年9月期、2027年9月期及び2028年9月期の連結損益計算書における営業利益が赤字となる場合において、当該期のうちの単期の販売管理費の額（ただし、同社の通常の業務の範囲内におけるマーケティングに関する費用及び再保険事業の支払再保険金を除く）について50億円（ただし、創業家株主が事前にSBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社から書面により承認を得た場合には50億円に代えて当該承認を得た金額とする）を超過させないこと

(ii)2026年9月期以降、同社の連結損益計算書における単期の経常利益を赤字とさせないこと

(iii)本株主間契約締結日以降、各事業年度の末日時点の同社の連結貸借対照表における純資産の部の金額を0円以上に維持させること

さらに、本株主間契約では、創業家株主の保有する同社株式について、下記の担保権設定制限及び第三者譲渡制限が付与されます。

担保権設定制限及び第三者譲渡制限

創業家株主は、本株主間契約の有効期間中、SBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社が書面により事前に承諾しない限り、原則として、(i)自己又は第三者の負担する債務の担保のために同社株式の上に譲渡担保権、質権その他の担保権の設定を行わず、また、(ii)本株主間契約に定める応募を除き、同社株式を第三者に譲渡、貸与その他の処分を行わないことに合意しています。

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

| | |
|--------------------|---|
| 自己資金額(₩) (千円) | 286,779 |
| 借入金額計(×) (千円) | 203,200 |
| その他金額計(×) (千円) | |
| 上記(×)の内訳 | 平成14年3月16日の株式分割により、8,037株取得 平成16年11月22日の株式分割により、9,230株取得 平成23年10月1日の株式分割により、538,065株取得 令和3年4月1日の株式分割により、778,100株取得 令和3年9月の持株会の引出しにより、8,500株取得 令和4年9月の持株会の引出しにより、8,400株取得 令和5年9月の持株会の引出しにより、7,600株取得 令和6年9月の持株会の引出しにより、2,800株取得 |
| 取得資金合計(千円) (₩+×+×) | 489,979 |

【借入金の内訳】

| 名称（支店名） | 業種 | 代表者氏名 | 所在地 | 借入目的 | 金額（千円） |
|-------------------|----|-------|----------------|------|---------|
| 株式会社三菱UFJ銀行大阪中央支店 | 銀行 | 半沢 淳一 | 大阪市中央区伏見町3-5-6 | 2 | 203,200 |

【借入先の名称等】

| 名称（支店名） | 代表者氏名 | 所在地 |
|---------|-------|-----|
| | | |

2 【提出者（大量保有者）／2】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

| | |
|------------|---------------------------------|
| 個人・法人の別 | 法人（有限会社） |
| 氏名又は名称 | 有限会社濱田ホールディングス |
| 住所又は本店所在地 | 大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング31階 |
| 旧氏名又は名称 | |
| 旧住所又は本店所在地 | |

【個人の場合】

| | |
|-------|--|
| 生年月日 | |
| 職業 | |
| 勤務先名称 | |
| 勤務先住所 | |

【法人の場合】

| | |
|-------|-------------------------|
| 設立年月日 | 平成8年7月26日 |
| 代表者氏名 | 濱田佳治 |
| 代表者役職 | 取締役 |
| 事業内容 | 資産運用及び事業承継に関するコンサルティング業 |

【事務上の連絡先】

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 株式会社アドバンスクリエイト 執行役員 総合企画部長 曽我 啓介 |
| 電話番号 | 06(6204)1193 |

（2）【保有目的】

| |
|-----------|
| 安定株主として保有 |
|-----------|

（3）【重要提案行為等】

| |
|--------|
| 該当事項なし |
|--------|

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

| | 法第27条の23 第3項本文 | 法第27条の23 第3項第1号 | 法第27条の23 第3項第2号 |
|--|-------------------|--------------------|--------------------|
| 株券又は投資証券等(株・口) | 4,412,400 | | |
| 新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口) | A | - | H |
| 新株予約権付社債券(株) | B | - | I |
| 対象有価証券カバードワラント | C | | J |
| 株券預託証券 | | | |
| 株券関連預託証券 | D | | K |
| 株券信託受益証券 | | | |
| 株券関連信託受益証券 | E | | L |
| 対象有価証券償還社債 | F | | M |
| 他社株等転換株券 | G | | N |
| 合計(株・口) | 0 4,412,400 | P | Q |
| 信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数 | R | | |
| 共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数 | S | | |
| 保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S) | T | | 4,412,400 |
| 保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N) | U | | |

【株券等保有割合】

| | | |
|-------------------------------------|---|------------|
| 発行済株式等総数(株・口) (令和7年12月26日現在) | V | 74,654,900 |
| 上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100) | | 5.91 |
| 直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%) | | 19.19 |

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

| 年月日 | 株券等の種類 | 数量 | 割合 | 市場内外取引の別 | 取得又は処分の別 | 単価 |
|-----|--------|----|----|----------|----------|----|
| | | | | | | |

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

濱田佳治、有限会社濱田ホールディングス及び濱田亜季子（以下「創業家株主」と総称します。）並びにSBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社は、2025年7月17日付で、株式会社アドバンスクリエイト（以下「同社」といいます。）による第三者割当の実施に際して、株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しました。

本株主間契約は契約期間を2029年1月31日までとし、同社が下記の財務制限条項に抵触した場合において、SBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社が同社株式について公開買付けを実施する場合においては、濱田佳治が、自己の責めに帰すことができない事由によって同社代表取締役としての職務を長期に行うことができなくなった場合等を除き、創業家株主による当該公開買付けへの応募義務（金融機関による担保権が設定されており被担保債務の弁済に用いられる同社株式等を除き、創業家株主が保有する同社株式が応募義務が生じる対象とされる。）が発生します。

財務制限条項

下記(i)から(iii)のいずれかに該当する場合。

(i)同社の2026年9月期、2027年9月期及び2028年9月期の連結損益計算書における営業利益が赤字となる場合において、当該期のうちの単期の販売管理費の額（ただし、同社の通常の業務の範囲内におけるマーケティングに関する費用及び再保険事業の支払再保険金を除く）について50億円（ただし、創業家株主が事前にSBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社から書面により承認を得た場合には50億円に代えて当該承認を得た金額とする）を超えないこと

(ii)2026年9月期以降、同社の連結損益計算書における単期の経常利益を赤字とさせないこと

(iii)本株主間契約締結日以降、各事業年度の末日時点の同社の連結貸借対照表における純資産の部の金額を0円以上に維持させること

さらに、本株主間契約では、創業家株主の保有する同社株式について、下記の担保権設定制限及び第三者譲渡制限が付与されます。

担保権設定制限及び第三者譲渡制限

創業家株主は、本株主間契約の有効期間中、SBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社が書面により事前に承諾しない限り、原則として、(i)自己又は第三者の負担する債務の担保のために同社株式の上に譲渡担保権、質権その他の担保権の設定を行わず、また、(ii)本株主間契約に定める応募を除き、同社株式を第三者に譲渡、貸与その他の処分を行わないことに合意しています。

株式会社りそな銀行に対する被担保債務を担保するため、同社の普通株式1,400,000株に対して担保権が設定されています。

令和7年12月26日付で、スルガ銀行株式会社に対する被担保債務を担保するため、同社の普通株式3,012,400株に対して担保権が設定されています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

| | |
|---------------|---|
| 自己資金額(Ⅰ)(千円) | |
| 借入金額計(Ⅱ)(千円) | 366,152 |
| その他金額計(Ⅲ)(千円) | |
| 上記(Ⅲ)の内訳 | 平成14年3月16日の株式分割により、4,940株取得 平成16年11月22日の株式分割により、6,400株取得 平成23年10月1日の株式分割により、2,158,200株取得 令和3年4月1日の株式分割により、2,206,200株取得 |

| | |
|-------------------|---------|
| 取得資金合計(千円)(W+X+Y) | 366,152 |
|-------------------|---------|

【借入金の内訳】

| 名称(支店名) | 業種 | 代表者氏名 | 所在地 | 借入目的 | 金額(千円) |
|-------------------|----|-------|----------------|------|---------|
| 濱田佳治 | 個人 | | 大阪府豊中市 | 2 | 13,000 |
| 株式会社三菱UFJ銀行大阪中央支店 | 銀行 | 半沢 淳一 | 大阪市中央区伏見町3-5-6 | 2 | 263,587 |
| 株式会社あおぞら銀行大阪支店 | 銀行 | 大見 秀人 | 大阪市北区梅田1-12-12 | 2 | 89,565 |

【借入先の名称等】

| 名称(支店名) | 代表者氏名 | 所在地 |
|---------|-------|-----|
| | | |

3 【提出者（大量保有者）／3】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

| | |
|------------|--------|
| 個人・法人の別 | 個人 |
| 氏名又は名称 | 濱田亜季子 |
| 住所又は本店所在地 | 大阪府豊中市 |
| 旧氏名又は名称 | |
| 旧住所又は本店所在地 | |

【個人の場合】

| | |
|-------|-----------------|
| 生年月日 | |
| 職業 | 会社員 |
| 勤務先名称 | 株式会社アドバンスクリエイト |
| 勤務先住所 | 大阪市中央区瓦町三丁目5番7号 |

【法人の場合】

| | |
|-------|--|
| 設立年月日 | |
| 代表者氏名 | |
| 代表者役職 | |
| 事業内容 | |

【事務上の連絡先】

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 株式会社アドバンスクリエイト 執行役員 総合企画部長 曽我 啓介 |
| 電話番号 | 06(6204)1193 |

（2）【保有目的】

| |
|-----------|
| 安定株主として保有 |
|-----------|

（3）【重要提案行為等】

| |
|--------|
| 該当事項なし |
|--------|

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

| | 法第27条の23 第3項本文 | 法第27条の23 第3項第1号 | 法第27条の23 第3項第2号 |
|--|-------------------|--------------------|--------------------|
| 株券又は投資証券等(株・口) | 949,900 | | |
| 新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口) | A | - | H |
| 新株予約権付社債券(株) | B | - | I |
| 対象有価証券カバードワラント | C | | J |
| 株券預託証券 | | | |
| 株券関連預託証券 | D | | K |
| 株券信託受益証券 | | | |
| 株券関連信託受益証券 | E | | L |
| 対象有価証券償還社債 | F | | M |
| 他社株等転換株券 | G | | N |
| 合計(株・口) | 0 949,900 | P | Q |
| 信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数 | R | | |
| 共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数 | S | | |
| 保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S) | T | | 949,900 |
| 保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N) | U | | |

【株券等保有割合】

| | | |
|-------------------------------------|---|------------|
| 発行済株式等総数(株・口) (令和7年12月26日現在) | V | 74,654,900 |
| 上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100) | | 1.27 |
| 直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%) | | 4.13 |

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

| 年月日 | 株券等の種類 | 数量 | 割合 | 市場内外取引の別 | 取得又は処分の別 | 単価 |
|-----|--------|----|----|----------|----------|----|
| | | | | | | |

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

濱田佳治、有限会社SBIホールディングス及び濱田亜季子（以下「創業家株主」と総称します。）並びにSBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社は、2025年7月17日付で、株式会社アドバンスクリエイト（以下「同社」といいます。）による第三者割当の実施に際して、株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しました。

本株主間契約は契約期間を2029年1月31日までとし、同社が下記の財務制限条項に抵触した場合において、SBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社が同社株式について公開買付けを実施する場合においては、濱田佳治が、自己の責めに帰すことができない事由によって同社代表取締役としての職務を長期に行うことができなくなった場合等を除き、創業家株主による当該公開買付けへの応募義務（金融機関による担保権が設定されており被担保債務の弁済に用いられる同社株式等を除き、創業家株主が保有する同社株式が応募義務が生じる対象とされる。）が発生します。

財務制限条項

下記(i)から(iii)のいずれかに該当する場合。

(i)同社の2026年9月期、2027年9月期及び2028年9月期の連結損益計算書における営業利益が赤字となる場合において、当該期のうちの単期の販売管理費の額（ただし、同社の通常の業務の範囲内におけるマーケティングに関する費用及び再保険事業の支払再保険金を除く）について50億円（ただし、創業家株主が事前にSBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社から書面により承認を得た場合には50億円に代えて当該承認を得た金額とする）を超えないこと

(ii)2026年9月期以降、同社の連結損益計算書における単期の経常利益を赤字とさせないこと

(iii)本株主間契約締結日以降、各事業年度の末日時点の同社の連結貸借対照表における純資産の部の金額を0円以上に維持させること

さらに、本株主間契約では、創業家株主の保有する同社株式について、下記の担保権設定制限及び第三者譲渡制限が付与されます。

担保権設定制限及び第三者譲渡制限

創業家株主は、本株主間契約の有効期間中、SBIホールディングス株式会社及びライフネット生命保険株式会社が書面により事前に承諾しない限り、原則として、(i)自己又は第三者の負担する債務の担保のために同社株式の上に譲渡担保権、質権その他の担保権の設定を行わず、また、(ii)本株主間契約に定める応募を除き、同社株式を第三者に譲渡、貸与その他の処分を行わないことに合意しています。

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

| | |
|--------------------|---|
| 自己資金額(₩) (千円) | 14,649 |
| 借入金額計(X) (千円) | 2,000 |
| その他金額計(Y) (千円) | |
| 上記(Y)の内訳 | 平成14年3月16日の株式分割により、1,900株取得 平成16年11月22日の株式分割により、2,004株取得 平成23年10月1日の株式分割により、465,201株取得 令和3年4月1日の株式分割により、473,900株取得 令和3年9月の持株会の引出しにより、700株取得 令和4年9月の持株会の引出しにより、600株取得 令和5年9月の持株会の引出しにより、600株取得 令和6年9月の持株会の引出しにより、200株取得 |
| 取得資金合計(千円) (₩+X+Y) | 16,649 |

【借入金の内訳】

| 名称（支店名） | 業種 | 代表者氏名 | 所在地 | 借入目的 | 金額（千円） |
|---------|----|-------|--------|------|--------|
| 濱田佳治 | 個人 | | 大阪府豊中市 | 2 | 2,000 |

【借入先の名称等】

| 名称（支店名） | 代表者氏名 | 所在地 |
|---------|-------|-----|
| | | |

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

1. 濱田佳治
2. 有限会社濱田ホールディングス
3. 濱田亜季子

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

| | 法第27条の23 第3項本文 | 法第27条の23 第3項第1号 | 法第27条の23 第3項第2号 |
|--|-------------------|--------------------|--------------------|
| 株券又は投資証券等(株・口) | 6,945,800 | | |
| 新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口) | A | - | H |
| 新株予約権付社債券(株) | B | - | I |
| 対象有価証券カバードワラント | C | | J |
| 株券預託証券 | | | |
| 株券関連預託証券 | D | | K |
| 株券信託受益証券 | | | |
| 株券関連信託受益証券 | E | | L |
| 対象有価証券償還社債 | F | | M |
| 他社株等転換株券 | G | | N |
| 合計(株・口) | 0 6,945,800 | P | Q |
| 信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数 | R | | |
| 共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数 | S | | |
| 保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S) | T | | 6,945,800 |
| 保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N) | U | | |

(2)【株券等保有割合】

| | | |
|-------------------------------------|---|------------|
| 発行済株式等総数(株・口) (令和7年12月26日現在) | V | 74,654,900 |
| 上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100) | | 9.30 |
| 直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%) | | 30.21 |

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

| 提出者及び共同保有者名 | 保有株券等の数（総数） (株・口) | 株券等保有割合（%） |
|----------------|------------------------|------------|
| 濱田佳治 | 1,583,500 | 2.12 |
| 有限会社濱田ホールディングス | 4,412,400 | 5.91 |
| 濱田亜季子 | 949,900 | 1.27 |
| 合計 | 6,945,800 | 9.30 |